日本人と外国人の婚姻（外国方式）

郵送で提出する場合、実際に届出書を**記入した日**または**投函日**を記入。窓口へ持参の場合は窓口提出日を記入。

書き間違えた場合は二重線で訂正し、訂正箇所には**印鑑または拇印（右手親指）**を押す。**※修正テープ等は使用不可。**
記載事項は、日本語（漢字、ひらがな、カタカナ）で記入。一番下(下部枠外)に記入する住所のみ英字表記。

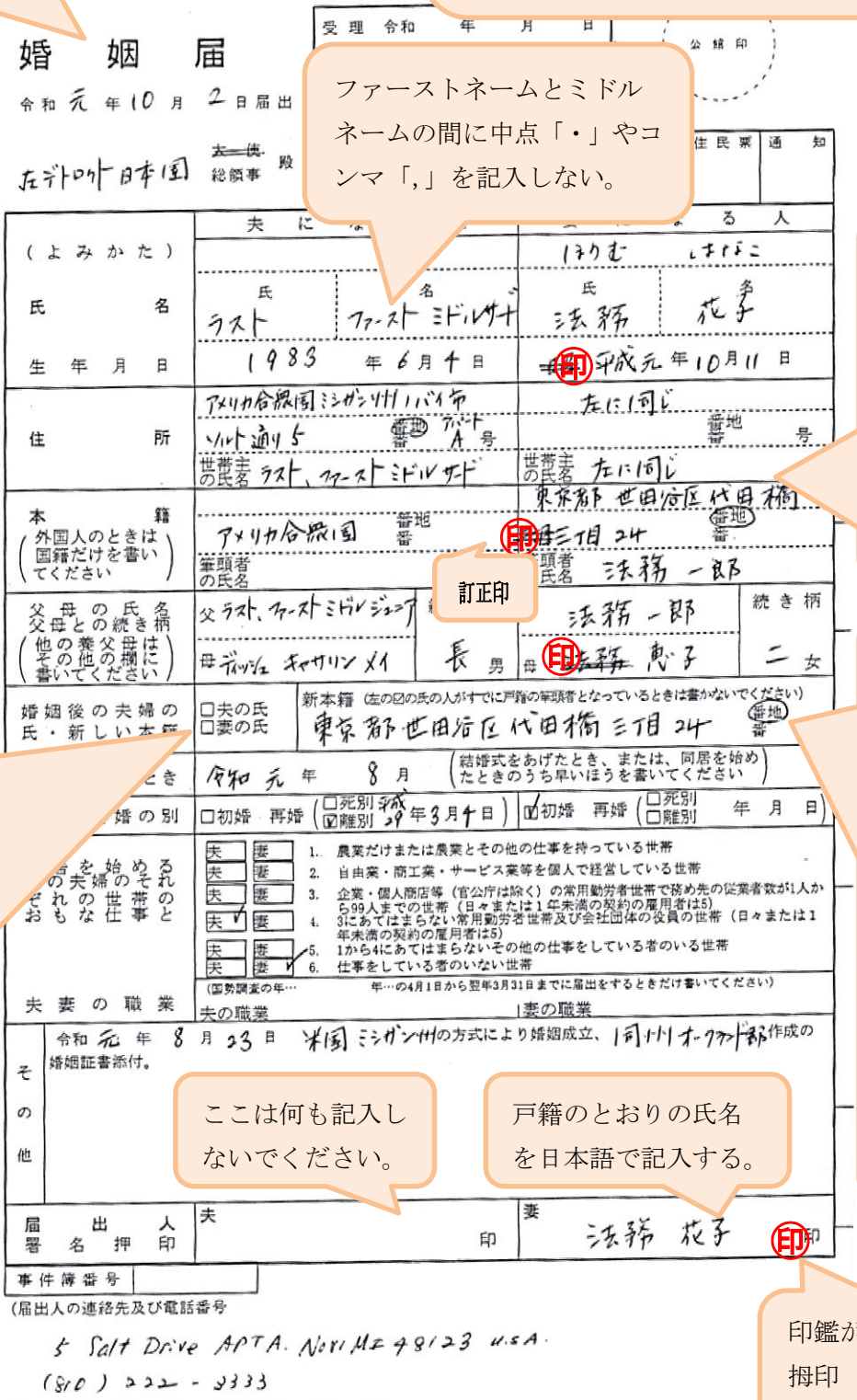

婚　姻　届

令和 元 年 10 月 2 日届出

左記外日本国 ~~大使~~ 総領事 殿

	夫	妻
(1) (よみかた) 氏名	ラスト ファースト ミドルサード	はりむ はなこ 法務 花子
生年月日	1983 年 6 月 4 日	平成元 年 10 月 11 日
(2) 住所	アメリカ合衆国ミシガン州ハバイ市 ソルト通り5 番地 アパート A 号	左に同じ 番地 番 号
世帯主の氏名	ラスト、ファースト ミドルサード	左に同じ
(3) 本籍（外国人のときは国籍だけを書いてください）	アメリカ合衆国 番地 番	東京都 世田谷区 代田橋 三丁目 24 番地 番
筆頭者の氏名		法務 一郎
父母の氏名 父母との続き柄（他の養父母はその他の欄に書いてください）	父 ラスト、ファースト ミドルジェフ 母 ディッシュ キャサリン メイ 長 男	法務 一郎 母 法務 恵子 続き柄 二 女
(4) 婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	□夫の氏 □妻の氏	新本籍（左の図の氏の人がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください） 東京都 世田谷区 代田橋 三丁目 24 番地 番
婚姻届出のとき	令和 元 年 8 月	（結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください）
婚の別	□初婚 再婚（□死別 ☑離別 平成 29 年 3 月 4 日）	☑初婚 再婚（□死別 □離別 年 月 日）
婚を始める夫婦のそれぞれの世帯のおもな仕事と	夫 妻 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 夫 妻 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 夫 妻 3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で務め先の従業者数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） 夫 ✓ 妻 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） 夫 妻 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 夫 妻 ✓ 6. 仕事をしている者のいない世帯	
(8) 夫妻の職業	（国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください） 夫の職業	妻の職業
その他	令和 元 年 8 月 23 日 米国ミシガン州の方式により婚姻成立、同州オークランド郡作成の婚姻証書添付。	
届出人署名押印	夫 印	妻 法務 花子 印
事件簿番号		

（届出人の連絡先及び電話番号
5 Salt Drive APTA. Novi MI 48123 U.S.A.
(810) 222 - 3333

ファーストネームとミドルネームの間に中点「・」やコンマ「,」を記入しない。

本籍地は、ハイフン(ー)などで略さず戸籍に記載のとおり正確に記入。不要な文字は二重線で消す。

訂正印

新本籍地として設定可能かどうかを本籍地役所に確認の上、正確に記入してください。日本へ確認を行った上で記入したという旨をメモ付箋等で届書に添えて提出ください。

配偶者が外国籍の場合は、この届書では氏（姓）は替わりませんので、この欄にはチェックをしないでください。戸籍の氏を変更したい場合は、婚姻日より6ヶ月以内に「外国人との婚姻による氏の変更届」を提出してください。

ここは何も記入しないでください。

戸籍のとおりの氏名を日本語で記入する。

印鑑がない方は、拇印（右手親指）を押す。

現住所（郵送用）を**英語表記**で記入。上記「住所」欄に日本語で記入した住所と内容が一致するように記入。電話番号も記入。

City → 市　　Township → 町
例　：　Commerce Township　　コマース町

日本人と外国人の婚姻（外国方式）

証人		
署名押印 生年月日	印 年　月　日	印 年　月　日
住所	番地 番　号	番地 番　号
本籍		

ここは何も記入しないでください。

記入の注意

1. 届書はすべて
この届出は長年

2. 「筆頭者の氏名」欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

3. 日本と外国の二つの国籍をもっている人は、日本人として本籍欄を書いてください。
当事者の一方が外国人のときは、本籍欄に「国籍何国」とだけ書いてください。

4. 父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけ書いてください。
養父母についても同じように書いてください。

5. □には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。ただし、外国人と婚姻する場合にはつけないでください。
外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくられますので、希望する本籍を書いてください。

6. 届を出す日に同居を始める人は、その日に同居したものとしてその年月を書いてください。
まだ同居を始めていない人は、その他の欄に「まだ同居を始めていない。」と書いてください。

7. 再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。
内縁のものはふくまれません。

8. 夫　妻　に当てはまると思うものに夫✓、妻✓　のようにしるしをつけてください。

9. 在留国の法律で婚姻したときは、婚姻した日から3か月以内に婚姻証明書をそえて出してください。この場合は証人欄は書かず、「その他」欄に婚姻成立年月日、婚姻の方式及び婚姻証書作成者の職名を記載してください。
外国文の証明書には翻訳者を明らかにした訳文を添付してください。
当事者の一方が外国人のときは、在留国の法律で婚姻してから出してください。この場合、外国人の国籍を証する書面（旅券写し等）を提出してください。

10. 未成年者が婚姻するときは、父母（養子のときは養親）の同意書を出すか、または父母がその他の欄に同意の旨を書いて署名押印してください。

11. 届出人や証人の署名は、はっきりとよめるようにそれぞれ本人が書いてください。なお、外国人が外国語で署名する場合は、その「よみかた」をカタカナで併記してください。

12. 夫婦がともに日本人のときは、届書3通（新しい戸籍がつくられる場合に今までと別の市区町村につくりたいときは4通）、夫婦の一方が外国人のときは、届書2通（新しい戸籍がつくられる場合に今までとは別の市区町村につくりたいときは3通）出してください。

13. 届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管）にも用いられます。

日本人同士の婚姻（外国方式）

郵送で提出する場合、実際に届出書を**記入した日**または**投函日**を記入。窓口へ持参の場合は窓口提出日を記入。

書き間違えた場合は二重線で訂正し、訂正箇所には**印鑑または拇印（右手親指）**を押す。**※修正テープ等は使用不可。**
記載事項は、日本語（漢字、ひらがな、カタカナ）で記入。一番下(下部枠外)に記入する住所のみ英字表記。

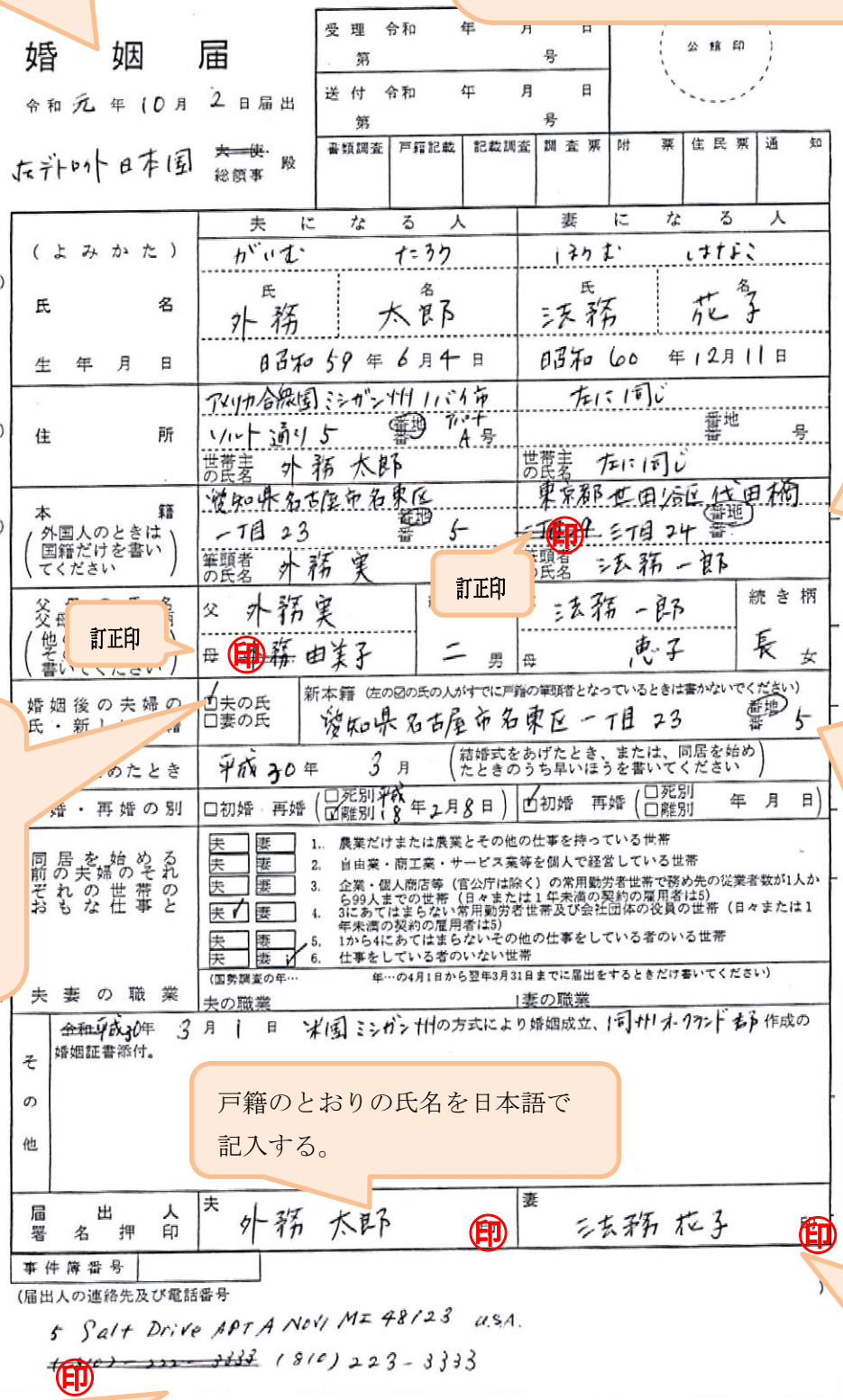

婚　姻　届

令和 元 年 10 月 2 日届出

在デトロイト日本国 ~~大使~~ 総領事 殿

受理 令和 年 月 日 第 号	公館印
送付 令和 年 月 日 第 号	

番類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

	夫になる人		妻になる人	
(1) (よみかた)	がいむ	たろう	にちむ	はなこ
氏名	外務	太郎	法務	花子
生年月日	昭和 59 年 6 月 4 日		昭和 60 年 12 月 11 日	
(2) 住所	アメリカ合衆国ミシガン州ハイ市 ハイ通り 5 番地 アパート A 号		左に同じ 番地 号	
世帯主の氏名	外務 太郎		左に同じ	
(3) 本籍 (外国人のときは国籍だけを書いてください)	愛知県名古屋市名東区 一丁目 23 番地 5		東京都世田谷区代田橋 三丁目 24 番地	
筆頭者の氏名	外務 実		法務 一郎	
父母の氏名 (他の者は書いてください)	父 外務 実		法務 一郎	続き柄
	母 ~~印~~ 籍 由美子	二 男	母 恵子	長 女
婚姻後の夫婦の氏・新本籍	☑夫の氏 □妻の氏	新本籍 (左の☑の氏の人がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください) 愛知県名古屋市名東区一丁目 23 番地 5		
婚姻のとき	平成 30 年 3 月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください)			
婚・再婚の別	□初婚 再婚 (□死別 ☑離別 平成 18 年 2 月 8 日)		☑初婚 再婚 (□死別 □離別 年 月 日)	
同居を始める前の夫婦のそれぞれの世帯のおもな仕事と夫妻の職業	夫 妻 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 夫 妻 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 夫 妻 3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で務め先の従業者数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） 夫 ✓ 妻 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） 夫 妻 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 夫 妻 ✓ 6. 仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 夫の職業		妻の職業	
その他	~~令和~~平成 30 年 3 月 1 日 米国ミシガン州の方式により婚姻成立、同州オークランド郡作成の婚姻証書添付。			
届出人署名押印	夫 外務 太郎 印		妻 法務 花子 印	
事件簿番号				

(届出人の連絡先及び電話番号)

5 Salt Drive APT A Novi MI 48123 U.S.A.

~~(810) 222-3333~~ (810) 223-3333 印

本籍地は、ハイフン(ー)などで略さず戸籍に記載のとおり正確に記入。不要な文字は二重線で消す。

訂正印

訂正印

新本籍地として設定可能かどうかを本籍地役所に確認の上、正確に記入してください。日本へ確認を行った上で記入したという旨をメモ付箋等で届書に添えて提出ください。

日本人同士の婚姻の場合のみ、どちらかにチェックしてください。

戸籍のとおりの氏名を日本語で記入する。

印鑑がない方は、拇印（右手親指）を押す。

現住所（郵送用）を**英語表記**で記入。上記「住所」欄に日本語で記入した住所と内容が一致するように記入。電話番号も記入。

City → 市　　Township → 町

例　：　Commerce Township　コマース町

日本人同士の婚姻（外国方式）

証人		
署名押印	印	印
生年月日	年　月　日	年　月　日
住所	番地番号	番地番号
本籍		

ここは何も記入しないでください。

記入の注意

1. 届書はすべて日本
この届出は長年保存

2. 「筆頭者の氏名」欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

3. 日本と外国の二つの国籍をもっている人は、日本人として本籍欄を書いてください。
当事者の一方が外国人のときは、本籍欄に「国籍何国」とだけ書いてください。

4. 父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけ書いてください。
養父母についても同じように書いてください。

5. □には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。ただし、外国人と婚姻する場合にはつけないでください。
外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくられますので、希望する本籍を書いてください。

6. 届を出す日に同居を始める人は、その日に同居したものとしてその年月を書いてください。
まだ同居を始めていない人は、その他の欄に「まだ同居を始めていない。」と書いてください。

7. 再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。
内縁のものはふくまれません。

8. 夫　妻　に当てはまると思うものに夫✓、妻✓　のようにしるしをつけてください。

9. 在留国の法律で婚姻したときは、婚姻した日から3か月以内に婚姻証明書をそえて出してください。この場合は証人欄は書かず、「その他」欄に婚姻成立年月日、婚姻の方式及び婚姻証書作成者の職名を記載してください。
外国文の証明書には翻訳者を明らかにした訳文を添付してください。
当事者の一方が外国人のときは、在留国の法律で婚姻してから出してください。この場合、外国人の国籍を証する書面（旅券写し等）を提出してください。

10. 未成年者が婚姻するときは、父母（養子のときは養親）の同意書を出すか、または父母がその他の欄に同意の旨を書いて署名押印してください。

11. 届出人や証人の署名は、はっきりとよめるようにそれぞれ本人が書いてください。なお、外国人が外国語で署名する場合は、その「よみかた」をカタカナで併記してください。

12. 夫婦がともに日本人のときは、届書3通（新しい戸籍がつくられる場合に今までと別の市区町村につくりたいときは4通）、夫婦の一方が外国人のときは、届書2通（新しい戸籍がつくられる場合に今までとは別の市区町村につくりたいときは3通）出してください。

13. 届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管）にも用いられます。

日本人同士の婚姻（日本方式）

郵送で提出する場合、実際に届出書を**記入した日**または**投函日**を記入。窓口へ持参の場合は窓口提出日を記入。

書き間違えた場合は二重線で訂正し、訂正箇所には**印鑑または拇印（右手親指）**を押す。**※修正テープ等は使用不可。**
記載事項は、日本語（漢字、ひらがな、カタカナ）で記入。一番下(下部枠外)に記入する住所のみ英字表記。

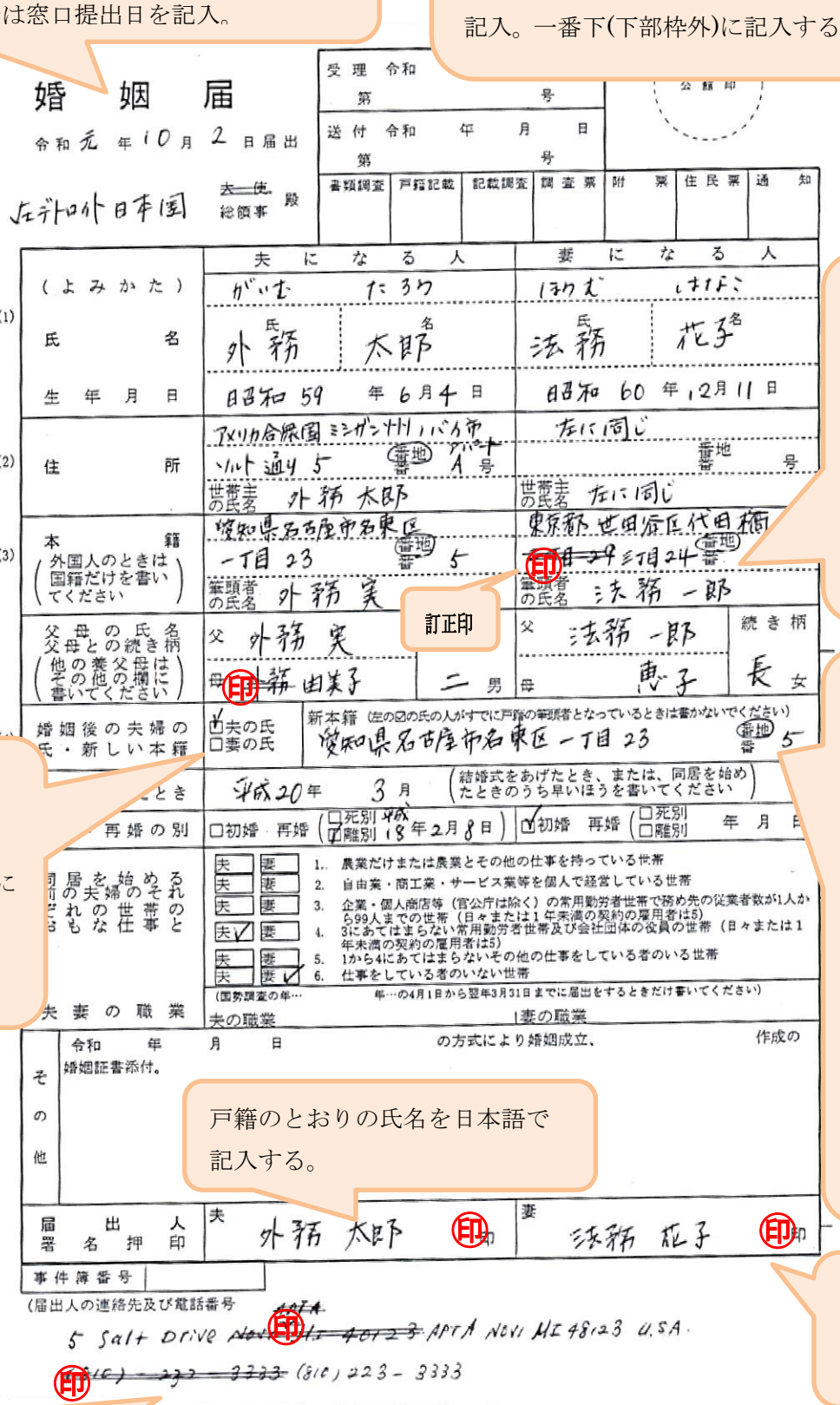

婚　姻　届

令和 元 年 10 月 2 日届出

左デトロイト日本国 ~~大使~~ 総領事 殿

受理 令和 第 号	送付 令和 年 月 日 第 号	公館印
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

	夫になる人	妻になる人
(1) (よみかた)	がいむ たろう	ほうむ はなこ
氏名	外務 太郎	法務 花子
生年月日	昭和 59 年 6 月 4 日	昭和 60 年 12 月 11 日
(2) 住所	アメリカ合衆国ミシガン州ノバイ市 ソルト通り 5 番地 アパート A 号	左に同じ 番地 号
世帯主の氏名	外務 太郎	左に同じ
(3) 本籍（外国人のときは国籍だけを書いてください）	愛知県名古屋市名東区 一丁目 23 番地 5	東京都世田谷区代田 ~~一丁目 24~~ 三丁目 24 番地
筆頭者の氏名	外務 実	法務 一郎
父母の氏名 父母との続き柄（他の養父母はその他の欄に書いてください）	父 外務 実 / 母 ~~外務~~ 由美子 / 二 男	父 法務 一郎 / 母 恵子 / 続き柄 長 女
婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	☑夫の氏 ☐妻の氏 / 新本籍（左の欄の氏の人がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください） 愛知県名古屋市名東区一丁目 23 番地 5	
婚姻のとき	平成 20 年 3 月（結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください）	
再婚の別	☐初婚 再婚（☐死別 ☑離別 平成 18 年 2 月 8 日）	☑初婚 再婚（☐死別 ☐離別 年 月 日）
同居を始めるときの夫婦のそれぞれの世帯のおもな仕事と	夫 妻 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 夫 妻 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 夫 妻 3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で務め先の従業者数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） 夫✓ 妻 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） 夫 妻 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 夫 妻✓ 6. 仕事をしている者のいない世帯	
夫妻の職業	（国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください） 夫の職業	妻の職業
その他	令和 年 月 日 の方式により婚姻成立、 作成の婚姻証書添付。	
届出人署名押印	夫 外務 太郎 印	妻 法務 花子 印
事件簿番号		

（届出人の連絡先及び電話番号）
5 Salt Drive ~~Novi MI 48123~~ APT A Novi MI 48123 U.S.A.
~~(810) 222 3333~~ (810) 223 - 3333

訂正印

本籍地は、ハイフン(ー)などで略さず戸籍に記載のとおり正確に記入。不要な文字は二重線で消す。

新本籍地として設定可能かどうかを本籍地役所に確認の上、正確に記入してください。日本へ確認を行った上で記入したという旨をメモ付箋等で届書に添えて提出ください。

日本人同士の婚姻の場合のみ、どちらかにチェックしてください。

戸籍のとおりの氏名を日本語で記入する。

印鑑がない方は、拇印（右手親指）を押す。

現住所（郵送用）を**英語表記**で記入。上記「住所」欄に日本語で記入した住所と内容が一致するように記入。電話番号も記入。

City → 市　　Township → 町
例　：　Commerce Township　コマース町

日本人同士の婚姻（日本方式）

外国籍者による署名でも可。その場合、外国籍者は自署（サイン）のみをし、その他の箇所は届出人が代理記入可。また、その代理記入者が外国籍者のサインの上に、名前の読み方をカタカナでふる。

証人		
署名押印	文部 真 印	レイ T ディッシュ Rayes Desh 印
生年月日	昭和 45 年 2 月 4 日	1967 年 2 月 5 日
住所	アメリカ合衆国ミシガン州トロイ市 ケエリー 通り 1832 番地 ~~番~~ 号	アメリカ合衆国ミシガン州イーストランシング市 グランドリバー 通り 40 番地 ~~番~~ B 号
本籍	福岡県北九州市小倉区大字 黒崎町 7 番地 ~~番~~	アメリカ合衆国 番地 ~~番~~

記入の注意

1. 届書はすべて日本語で書いてください。
この届出は長年保存されますので、鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

2. 「筆頭者の氏名」欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

3. 日本と外国の二つの国籍をもっている人は、日本人として本籍欄を書いてください。
当事者の一方が外国人のときは、本籍欄に「国籍何国」とだけ書いてください。

4. 父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけ書いてください。
養父母についても同じように書いてください。

5. □には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。ただし、外国人と婚姻する場合にはつけないでください。
外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくられますので、希望する本籍を書いてください。

6. 届を出す日に同居を始める人は、その日に同居したものとしてその年月を書いてください。
まだ同居を始めていない人は、その他の欄に「まだ同居を始めていない。」と書いてください。

7. 再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。
内縁のものはふくまれません。

8. 夫 妻 に当てはまると思うものに 夫✓ 、妻✓ のようにしるしをつけてください。

9. 在留国の法律で婚姻したときは、婚姻した日から3か月以内に婚姻証明書をそえて出してください。この場合は証人欄は書かず、「その他」欄に婚姻成立年月日、婚姻の方式及び婚姻証書作成者の職名を記載してください。
外国文の証明書には翻訳者を明らかにした訳文を添付してください。
当事者の一方が外国人のときは、在留国の法律で婚姻してから出してください。この場合、外国人の国籍を証する書面（旅券写し等）を提出してください。

10. 未成年者が婚姻するときは、父母（養子のときは養親）の同意書を出すか、または父母がその他の欄に同意の旨を書いて署名押印してください。

11. 届出人や証人の署名は、はっきりとよめるようにそれぞれ本人が書いてください。なお、外国人が外国語で署名する場合は、その「よみかた」をカタカナで併記してください。

12. 夫婦がともに日本人のときは、届書3通（新しい戸籍がつくられる場合に今までと別の市区町村につくりたいときは4通）、夫婦の一方が外国人のときは、届書2通（新しい戸籍がつくられる場合に今までとは別の市区町村につくりたいときは3通）出してください。

13. 届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管）にも用いられます。